

# 令和5年度 入契調査（入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査）概要

国土交通省・総務省・財務省において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）第19条<sup>※</sup>等に基づき、公共工事の発注者が適正化指針（同法第17条第1項）に従って講じた措置の状況－入札契約の適正化の取組状況－について、毎年度、調査を行い結果概要を公表。

※参照条文

（措置の状況の公表）

第十九条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

## 調査対象者

入契法の適用対象である以下の各発注者（計 1,928団体）

- 国（省庁等）：19機関
- 特殊法人等：121法人
- 地方公共団体：47都道府県、20指定都市、1,721市区町村

## 調査対象時点

令和5年7月1日現在  
（一部の項目は令和4年度末時点）

## 主な調査項目

- 入札契約方式 － 一般競争入札・総合評価落札方式の導入、電子入札・電子契約の導入
- 入札契約情報の公表 － 情報の公表方法・公表状況
- ダンピング対策 － 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入、低入札価格調査基準価格等の算定式・公表時期
- 適正な予定価格の設定 － 資材単価の更新、請負代金内訳書における法定福利費の明示
- 適正な工期の設定 － 工期設定に当たっての休日の考慮、時間外労働規制適用を踏まえた工期設定の取組、週休2日工事の実施
- 施工時期の平準化 － 「さ・し・す・せ・そ」の取組
- 円滑・適正な施工の確保 － 施工体制台帳の写しの提出方法、設計変更ガイドラインの策定、スライド条項の運用基準の策定 下線：新たに調査した項目

## 主な調査結果

ダンピング対策やスライド条項の運用で取組が進展も、市区町村における適正な工期設定に課題。（次ページ以降参照）

 **引き続き、会議等の場も活用しつつ、調査結果を共有するとともに入札契約の適正化に向けた更なる働きかけを推進**

# ダンピング対策の徹底 – 低入札価格調査基準価格等の算定式の水準

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

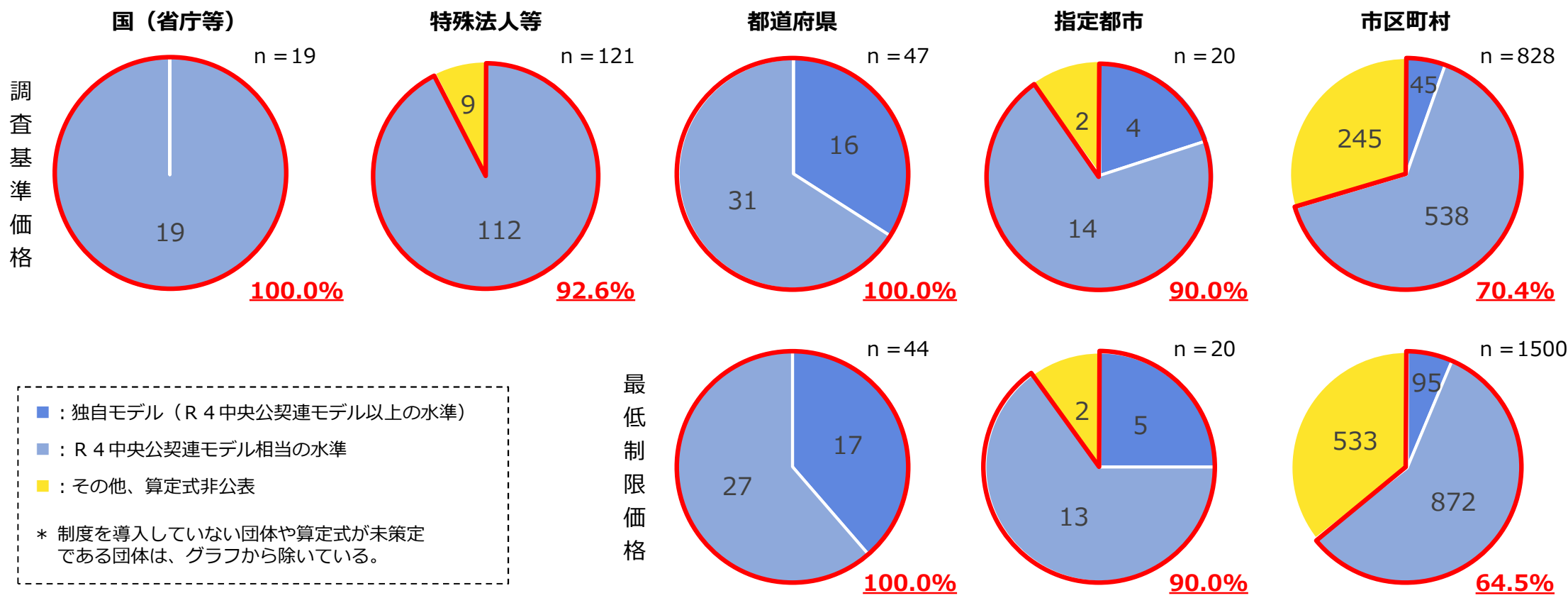
## 公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。 <適正化指針: 第2 4(1)>

○ 各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。 <適正化指針: 第2 4(3)>

低入札価格調査基準価格等の算定式については、各団体において最新の中央公契連モデルやそれ以上の水準の独自モデルの使用が進み、特に国・都道府県では全団体※が最新の中央公契連モデル以上の水準を採用している。

※ 制度未導入である団体を除く。



■ : 独自モデル (R 4 中央公契連モデル以上の水準)  
 ■ : R 4 中央公契連モデル相当の水準  
 ■ : その他、算定式非公表

\* 制度を導入していない団体や算定式が未策定である団体は、グラフから除いている。

# 働き方改革の推進 - 工期の設定に当たっての休日の考慮

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

## 公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○ ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～ハ (略)

<適正化指針:第25(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、国・特殊法人等・都道府県・指定都市では全団体となる一方、市区町村では6割程度にとどまる。

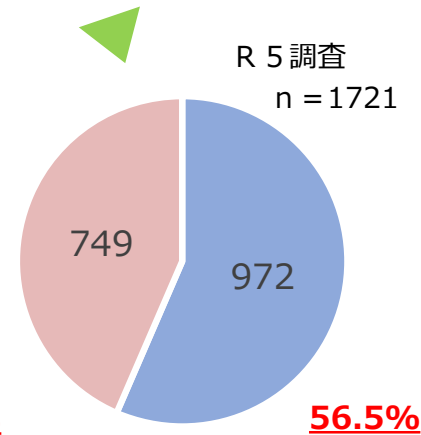
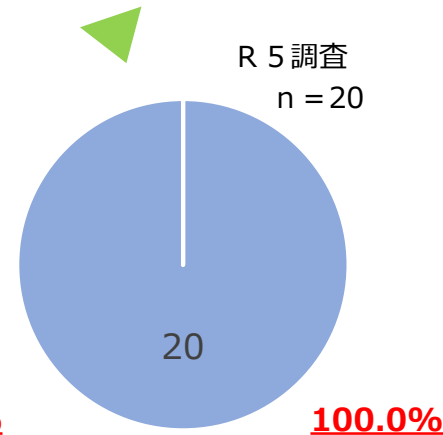
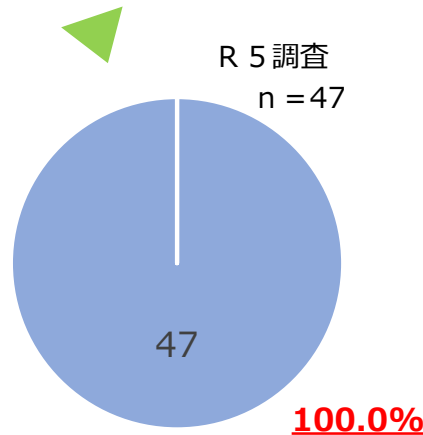
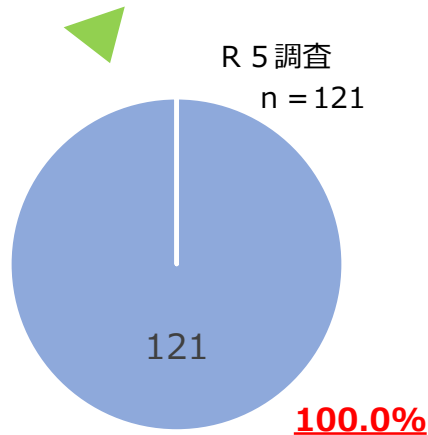
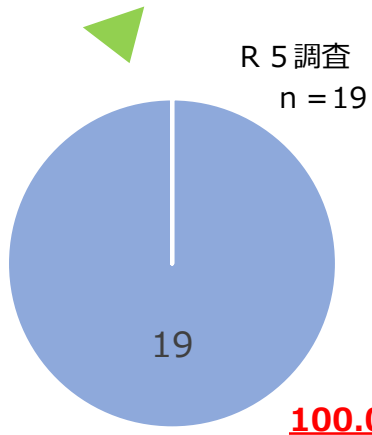
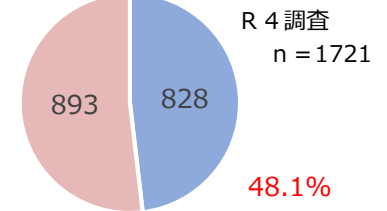
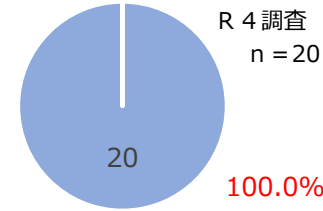
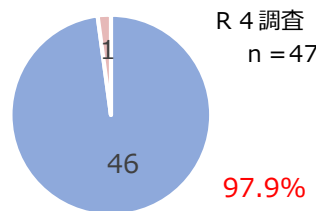
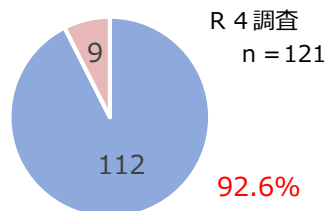
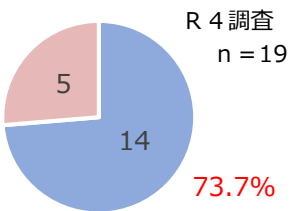
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 考慮している ■ : 考慮していない

# 働き方改革の推進 - 週休2日工事等の実施

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

## 公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
  - ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。
    - イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)
    - ロ～へ (略)
- <適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、都道府県・指定都市では全て、国では約半数となったが、特殊法人等・市区町村では3割未満にとどまる。

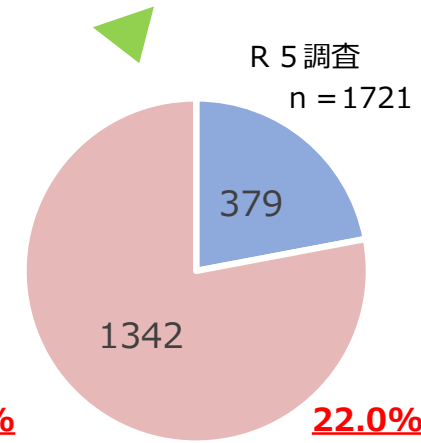
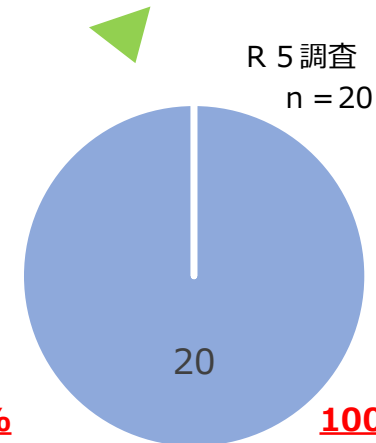
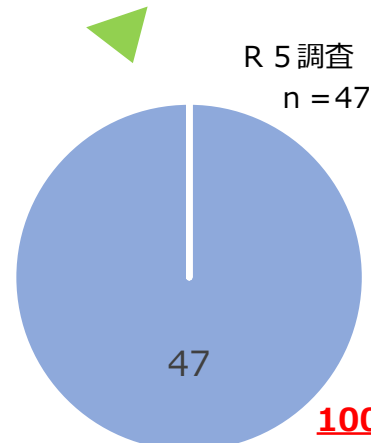
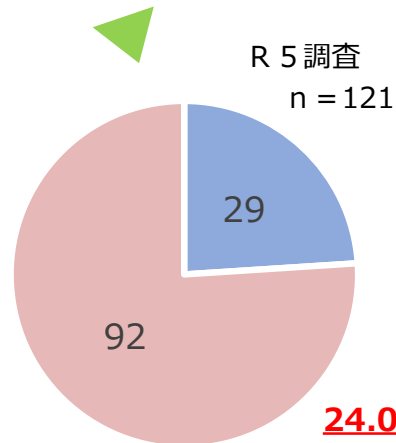
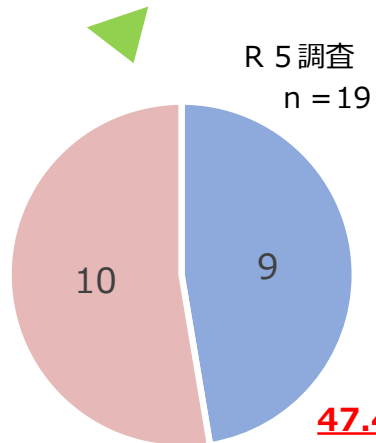
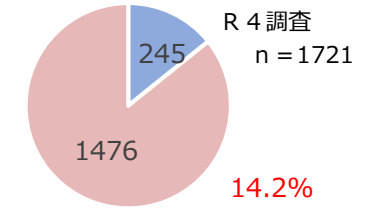
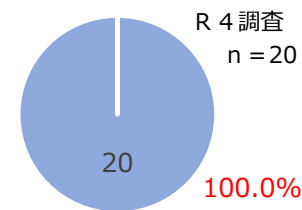
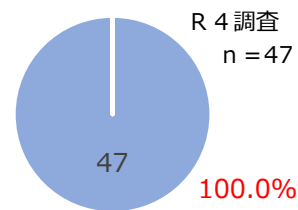
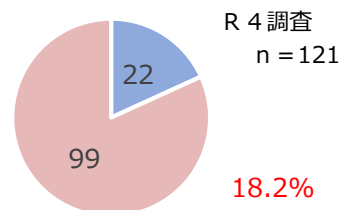
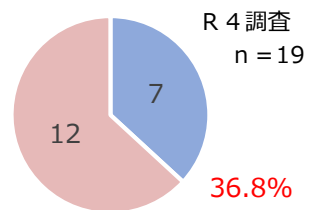
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 実施している ■ : 実施していない

# 円滑な価格転嫁の推進 - スライド条項の運用基準の策定

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

## 公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、・・・。

<適正化指針:第25(4)>

単品スライド条項\*やインフレスライド条項\*の運用については、取組が遅れていた市区町村でも、運用基準を策定している団体が4割を超えるなど取組が進捗している。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項,第6項

